

令和 8 年小田原市議会 9 月定例会 厚生文教常任委員会資料

資 料 名	所 管 課	頁
旧保健福祉事務所跡地利活用に係る整備方針等 検討事業について	図 書 館	1
熊本城災害復旧支援金について	小田原城総合 管 理 事 務 所	3
地域介護・福祉空間等整備費補助金について	高 齢 介 護 課	4
予防接種事業について（高用量インフルエンザ ワクチン）	健康づくり課	5
児童福祉システム改修について	子ども政策課	6
学校給食非喫食者支援給付事業について	保 健 給 食 課	7
学校給食調理業務委託料について		8

令和 8 年 9 月 8 日

旧保健福祉事務所跡地利活用に係る 整備方針等検討事業について

1 目的・概要

旧保健福祉事務所跡地について、取得目的である文化・生涯学習施設用地としてだけでなく、地域の課題解決や観光交流促進など多面的な効果を生み出す利活用を図るため、整備・活用の方針を具体化する。

2 事業内容

(1) 基礎調査

地域住民との協働により、地域の課題を整理するとともに、西海子小路周辺地区の生活環境を調査する。

(2) 実証実験等

基礎調査での地域ニーズを参考にしながら、跡地利活用に係る設備を仮設し、将来的な利活用に向けた実証を行う。

(3) 報告書作成

基礎調査、実証実験等の結果から利活用等のあり方を分析し、報告書を作成する。

3 予算額

委託料 10,000千円（繰越明許費設定）

4 財 源

観光振興事業費補助金（国10／10）

5 スケジュール

令和8年11月	事業者選定プロポーザル
12月	契約締結
令和9年1月～3月	実証実験等の内容調整
4月～	実証実験等の実施
令和10年2月～3月	調査結果取りまとめ、評価・分析

熊本城災害復旧支援金について

1 目的・概要

令和8年（2026年）7月28日の「令和8年熊本地震」の発生により甚大な被害を受けた熊本城に対する復旧支援として、対象日の小田原城天守閣の入館料相当額を本市と一般社団法人小田原市観光協会が半額ずつ負担し、熊本市へ寄付する。

熊本城とは、小田原藩主・小田原城主であった稲葉正勝と、肥後藩主・熊本城主であった細川忠利が縁戚関係にあり親密な間柄であったことや、寛永の大地震で被害を受けた小田原藩に見舞があった歴史がある。

2 内 容

(1) 対象日

令和8年8月14日（金）

※8月8日（土）～16日（日）のうち、入館料額が最も多かった日

(2) 対象日の天守閣入館者数と入館料額

入館者数 3,071人

入館料額 2,472,370円

(3) 寄付額

1,236,185円（一般社団法人小田原市観光協会と合わせて2,472,370円）

3 予算額

寄付金 1,237千円

地域介護・福祉空間等整備費補助金について

1 概 要

介護サービス事業者が、既存の事業所において、非常用自家発電設備を整備する経費の一部を助成する。

2 補助対象者等

法人名	事業所名（施設種別）	補助額
(有)サポートライフ西湘	グループホームローズハウス （認知症高齢者グループホーム）	8,327千円

3 位置図



グループホームローズハウス
（寿町4丁目14番19号）

4 予算額

負担金補助及び交付金 8,327千円

5 財 源

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（国10/10）

6 事業完了予定時期

令和9年3月

予防接種事業について (高用量インフルエンザワクチン)

1 事業概要

令和8年6月定例会において補正予算を計上し可決された予防接種事業（高用量インフルエンザワクチン）について、令和8年7月21日付で国から令和8年度の定期接種化を見送る旨の通知が発出されたことから、対象経費について減額する。

2 定期接種化の見送りに至った理由

高用量インフルエンザワクチンの製造販売業者が、製造工程における技術的な課題により、令和8年度のインフルエンザの流行期からの供給が困難となったため。

3 予算額

委託料 △9,040千円

児童福祉システム改修について

1 目 的

令和7年度税制改正を踏まえ、所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）及び地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）（令和7年3月31日公布）において「特定親族特別控除」（※）が創設されたため、児童福祉システムの改修を行う。

※特定親族特別控除

生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で、合計所得金額が一定金額以下の控除対象扶養親族に該当しない者（以下、「特定親族」という。）がいる場合には、親などが特定親族特別控除として、その前年の所得金額等から特定親族の前年の合計所得金額に応じて控除を受けることができる。

2 事業概要

児童扶養手当において、支給の要件として前年の所得金額を用いることから、所得金額の算定に当たり考慮する各種控除に「特定親族特別控除額」を追加し、令和9年1月支給分（令和8年11月以降の月分）の手当から適用する。

3 予算額

委託料 2,310千円

4 スケジュール

令和8年10月 契約（当該システムベンダーと随意契約）

11月～12月 システム改修作業

学校給食非喫食者支援給付事業について

1 目 的

令和8年度から実施している小学校給食費の無償化について、アレルギー等の理由により学校給食を喫食できない児童（非喫食者）の保護者に対し、県交付金相当額を給付することで、保護者負担の軽減を図る。

2 対象者

次の条件を全て満たす児童の保護者を対象とする。

- (1) 市立小学校に就学の実態がある。
- (2) 「食物アレルギー、乳糖不耐症、傷病等のため」、「不登校のため」、「宗教上もしくは信仰等の理由のため」学校給食を喫食できない。
- (3) 1月以上の継続した期間で喫食できない。

※給付額は月額単価×月数で算出することとし、月の全ての期間で非喫食であった場合のみ対象とする。ただし、夏休みの8月は除く。

3 予算額

負担金補助及び交付金 8,775千円

4 財 源

市町村学校給食費軽減交付金（県10/10）

学校給食調理業務委託料について

1 事業概要

学校給食調理業務は、平成14年度から民間委託を開始し、令和6年度に全ての単独調理校20校と学校給食センターを含む共同調理場4場の委託化を完了している。

このうち、令和8年度末で契約期間が満了となる単独調理校10校及び学校給食センターについて契約の更新を行うものであり、調理業務開始までに事業者側の準備期間を確保するため債務負担行為を設定するもの。

2 対 象

(1) 単独調理校（10校、5 契約）

- ア 足柄小学校、芦子小学校
- イ 三の丸小学校、早川小学校
- ウ 新玉小学校、千代小学校
- エ 山王小学校、富士見小学校
- オ 町田小学校、下府中小学校

(2) 共同調理場（1 契約）

- ア 学校給食センター

3 予算額

委託料 総額1,363,301千円（令和8～11年度債務負担行為設定）

<債務負担行為内訳>

事 項	期 間	限 度 額
学校給食調理委託料	令和8年度	0千円
	令和9年度	441,721千円
	令和10年度	453,645千円
	令和11年度	467,935千円
	計	1,363,301千円